

アパート等の所有者に対する福居町内会協力費実施要領

1 目的

福居町内に学生等が入居しているアパート等についても文教地区として住みよい環境づくりに資するため、福居町内会協力費（以下「協力費」という。）について定める。

2 協力費

協力費は、別表 1 に定めるとおりとする。

3 協力費の決定及び依頼

地区担当役員は、毎年 6 月 1 日現在で入居部屋数を確認のうえ協力費を決定し、7 月下旬までに、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に年間額を一括依頼する。

4 入居部屋数の確認

地区担当役員は、入居部屋数の確認を次により行う。

- (1) 所有者等が町内に居住している場合は、役員又は各班の評議員に依頼して確認する。
- (2) 所有者等が町外に居住している場合は、往復はがき又は電話により確認する。

5 入居部屋数確認後の取扱い

地区担当役員は、入居部屋数確認後、別表 2 及び別表 3 に定める「町内会協力費請求台帳」を作成し、会計担当者に提出する。

6 会計担当者の取扱い

会計担当者は、「町内会協力費請求台帳」に基づき次により取り扱う。

- (1) 所有者等が町内に居住している場合は、原則として別に定める請求用紙により、担当役員又は評議員に請求を依頼する。
- (2) 所有者等が町外に居住している場合は、原則として郵便局の振込扱いにより請求する。

7 協力費納入後の取扱い

協力費は、原則として返却しない。

ただし、納入後協力費に変更の申し出があった場合、役員会に諮り決定する。

8 この要領の定めによりがたい事項が生じた場合は、役員会に諮り決定する。

9 この実施要領は、平成 16 年 6 月 1 日から実施する。

別表 1

福居町内会協力費（月額）

単位 円

区分 入居部屋数	所有者等が町内に 居住している場合	所有者等が町外に居住している場合	
		単独でごみステーションを設置、運営している場合	左記以外の場合
2～10	200	200	300
11～20	300	400	600
21～30	400	600	900
31 以上 10 毎	100 加算	200 加算	300 加算